

# 令和6年度(第1回) 香川県特別職報酬等審議会

---

令和6年12月19日(木)  
香川県総務部人事課

# 一 目 次 一

1. 報酬(給料)月額の様況	2
2. 年収の様況	3
3. 各指標から見た本県の様況	4
4. 財政力指数及び人口類似団体の様況	5
5. 近年の他県における見直し様況(知事の給料月額)	6
6. 近年の国の特別職等の見直し様況	7
7. 本県の特別職の改定経過	8
8. 本県の一般職の改定経過	9
9. (参考)一般職の累積改定率を乗じた場合の額	10

## <参考資料>

1. 香川県特別職報酬等審議会条例	12
2. 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例	13
3. 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例	14
4. 民間役員の報酬・賞与の様況(全国)	15
5. 消費者物価指数の推移	16

# 1.報酬(給料)月額の様況

令和6年4月1日現在

都道府県名	知事		副知事		教育長		議長		副議長		議員		
	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位	
1	北海道	1,380	7	1,100	5	900	7	1,160	5	1,040	4	900	8
2	青森県	1,260	30	970	35	810	27	910	39	810	43	780	32
3	岩手県	1,230	41	950	42	750	44	890	47	800	47	770	42
4	宮城県	1,310	15	1,020	17	900	7	1,020	13	910	14	840	14
5	秋田県	1,210	45	930	46	770	37	910	39	810	43	780	32
6	山形県	1,240	36	954	41	715	47	904	45	807	46	778	40
7	福島県	1,320	13	1,030	15	890	10	1,010	16	900	16	830	18
8	茨城県	1,340	10	1,080	8	910	5	1,010	16	900	16	850	12
9	栃木県	1,290	24	1,010	23	840	22	990	21	900	16	830	18
10	群馬県	1,310	15	1,060	11	930	4	980	25	920	12	830	18
11	埼玉県	1,420	4	1,134	3	937	3	1,144	6	1,016	7	927	6
12	千葉県	1,390	5	1,110	4	900	7	1,110	9	970	10	880	10
13	東京都	1,460	2	1,192	1	1,110	1	1,274	1	1,150	1	1,025	1
14	神奈川県	1,450	3	1,160	2	950	2	1,200	3	1,080	2	970	3
15	新潟県	1,280	28	1,002	26	845	21	992	20	868	28	794	29
16	富山県	1,300	18	1,020	17	850	19	910	39	860	30	780	32
17	石川県	1,300	18	1,020	17	801	33	910	39	860	30	780	32
18	福井県	1,300	18	1,020	17	890	10	910	39	860	30	780	32
19	山梨県	1,250	33	960	40	890	10	910	39	820	40	770	42
20	長野県	1,292	22	996	27	823	25	996	19	870	24	813	23
21	岐阜県	1,340	10	1,060	11	850	19	1,020	13	920	12	850	12
22	静岡県	1,301	17	1,063	10	824	24	1,023	12	904	15	834	17
23	愛知県	1,379	8	1,093	6	905	6	1,209	2	1,064	3	977	2
24	三重県	1,280	28	1,010	23	808	32	1,020	13	900	16	830	18
25	滋賀県	1,250	33	980	32	830	23	980	25	850	35	800	25
26	京都府	1,292	22	1,023	16	809	31	1,120	7	1,030	5	960	4
27	大阪府	1,520	1	1,050	13	880	14	1,170	4	1,030	5	930	5
28	兵庫県	1,340	10	1,050	13	880	14	1,080	11	985	8	880	10
29	奈良県	1,214	44	947	44	766	42	965	34	843	38	778	40
30	和歌山県	1,210	45	950	42	750	44	950	35	810	43	770	42
31	鳥取県	1,165	47	917	47	752	43	970	30	846	37	789	30
32	島根県	1,240	36	970	35	775	36	940	37	820	40	760	46
33	岡山県	1,290	24	1,020	17	890	10	1,000	18	900	16	840	14
34	広島県	1,389	6	1,091	7	810	27	1,113	8	964	11	901	7
35	山口県	1,290	24	1,020	17	880	14	980	25	880	22	840	14
36	徳島県	1,300	18	990	29	820	26	950	35	860	30	810	24
37	香川県	1,285	27	980	32	810	27	940	37	850	35	800	25
38	愛媛県	1,320	13	1,010	23	880	14	970	30	870	24	820	22
39	高知県	1,220	43	940	45	780	34	900	46	820	40	770	42
40	福岡県	1,350	9	1,080	8	880	14	1,110	9	980	9	890	9
41	佐賀県	1,260	30	990	29	810	27	990	21	860	30	800	25
42	長崎県	1,260	30	990	29	770	37	990	21	880	22	800	25
43	熊本県	1,240	36	970	35	770	37	970	30	870	24	780	32
44	大分県	1,243	35	992	28	767	41	982	24	867	29	782	31
45	宮崎県	1,240	36	980	32	780	34	980	25	890	21	780	32
46	鹿児島県	1,240	36	970	35	770	37	970	30	870	24	780	32
47	沖縄県	1,230	41	970	35	720	46	980	25	840	39	750	47
	全国平均	1,298		1,018		838		1,009		901		830	

## 2.年収の状況

令和6年4月1日現在

都道府県名	知事		副知事		教育長		議長		副議長		議員	
	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位
1 北海道	23,363	11	18,623	10	15,237	12	19,639	4	17,607	4	15,237	8
2 青森県	21,149	36	16,281	38	13,596	32	15,274	43	13,596	43	13,092	36
3 岩手県	20,824	39	16,084	40	12,698	42	15,068	46	13,544	45	13,036	39
4 宮城県	23,126	12	18,007	13	15,888	6	17,269	14	15,406	14	14,221	15
5 秋田県	20,222	43	15,543	45	12,869	41	15,208	44	13,537	46	13,036	39
6 山形県	20,813	40	16,013	41	12,001	46	15,174	45	13,545	44	13,059	37
7 福島県	22,252	18	17,363	19	15,003	15	17,026	17	15,172	20	13,992	21
8 茨城県	22,686	14	18,284	11	15,406	11	17,099	16	15,237	16	14,391	13
9 栃木県	21,840	25	17,099	23	14,221	24	16,761	21	15,237	16	14,052	18
10 群馬県	22,178	19	17,946	15	15,745	8	16,591	26	15,576	13	14,052	20
11 埼玉県	24,041	8	19,199	7	15,863	7	19,368	6	17,201	6	15,694	5
12 千葉県	26,230	3	20,944	3	16,985	3	19,181	7	16,762	8	15,206	9
13 東京都	29,660	1	24,215	1	22,550	1	21,754	1	19,636	1	17,502	1
14 神奈川県	27,148	2	21,719	2	17,787	2	20,880	2	18,792	2	16,878	2
15 新潟県	21,670	28	16,964	26	14,306	23	16,795	20	14,695	25	13,442	29
16 富山県	22,477	15	17,636	17	14,697	20	15,406	39	14,560	30	13,205	31
17 石川県	22,009	21	17,269	20	13,561	33	15,406	40	14,560	28	13,205	33
18 福井県	22,009	21	17,269	20	15,068	13	15,406	40	14,560	28	13,205	33
19 山梨県	21,163	33	16,253	39	15,068	13	15,406	40	13,883	38	13,036	39
20 長野県	21,874	24	16,862	27	13,933	27	16,862	19	14,729	23	13,764	23
21 岐阜県	22,994	13	18,190	12	14,586	22	17,503	12	15,787	12	14,586	12
22 静岡県	22,026	20	17,997	14	13,950	26	17,319	13	15,305	15	14,120	17
23 愛知県	25,231	5	19,998	4	16,559	4	20,468	3	18,014	3	16,541	3
24 三重県	21,670	28	17,099	23	13,679	31	17,269	14	15,237	16	14,052	18
25 滋賀県	21,163	33	16,591	35	14,052	25	16,592	25	14,391	33	13,544	25
26 京都府	23,826	10	18,866	9	14,921	16	18,880	8	17,363	5	16,183	4
27 大阪府	25,262	4	17,577	18	14,731	19	19,445	5	17,119	7	15,457	6
28 兵庫県	24,712	7	19,364	6	16,229	5	18,284	11	16,676	9	14,898	11
29 奈良県	21,157	35	16,643	33	13,465	34	16,267	30	14,211	36	13,115	35
30 和歌山県	21,458	30	16,847	28	13,301	36	16,084	31	13,713	41	13,036	38
31 鳥取県	18,946	47	14,913	47	12,230	45	15,775	35	13,758	40	12,832	43
32 島根県	20,813	40	16,281	37	13,008	38	15,778	34	13,764	39	12,757	44
33 岡山県	22,462	16	17,760	16	15,497	10	16,930	18	15,237	16	14,221	15
34 広島県	25,191	6	19,786	5	14,690	21	18,843	9	16,321	11	15,254	7
35 山口県	21,840	26	17,269	22	14,898	17	16,591	26	14,898	22	14,221	14
36 徳島県	22,009	21	16,761	30	13,883	28	16,084	31	14,560	30	13,713	24
37 香川県	21,755	27	16,591	34	13,713	29	15,914	33	14,391	34	13,544	25
38 愛媛県	22,348	17	17,099	23	14,835	18	16,352	29	14,666	27	13,823	22
39 高知県	20,389	42	15,710	43	12,909	40	15,041	47	13,704	42	12,869	42
40 福岡県	23,927	9	19,137	8	15,602	9	18,712	10	16,520	10	15,003	10
41 佐賀県	21,332	31	16,761	30	13,713	29	16,761	23	14,560	30	13,544	25
42 長崎県	21,240	32	16,760	32	13,426	35	16,761	21	14,899	21	13,544	25
43 熊本県	20,993	38	16,422	36	13,036	37	16,422	28	14,729	23	13,205	31
44 大分県	21,044	37	16,795	29	12,985	39	16,625	24	14,678	26	13,239	30
45 宮崎県	19,939	44	15,758	42	12,542	43	15,758	36	14,311	35	12,542	45
46 鹿児島県	19,939	44	15,598	44	12,382	44	15,598	37	13,990	37	12,542	45
47 沖縄県	19,557	46	15,423	46	11,448	47	15,464	38	13,255	47	11,835	47
全国平均	22,340		17,523		14,442		17,002		15,189		13,990	

### 3.各指標から見た本県の状況

		財政力指数		人口		職員数		一人あたり 県民所得		県内総生産 (名目)	
		令和4年度地方財政状況調査 【総務省】		令和3年国勢調査 【内閣府】		令和5年地方公共 団体定員管理調査 【総務省】		令和3年度県民経 済計算【内閣府】		令和3年度県民経 済計算【内閣府】	
		—	順位	人	順位	人	順位	千円	順位	百万円	順位
1	北海道	0.44422	26	5,182,794	8	12,857	2	2,811	32	20,540,923	8
2	青森県	0.34201	37	1,221,324	31	3,836	31	2,858	30	4,464,610	33
3	岩手県	0.35368	36	1,196,433	32	4,310	21	2,685	39	4,701,411	29
4	宮城県	0.59081	13	2,290,159	14	4,852	15	2,865	28	9,649,597	14
5	秋田県	0.30940	44	944,902	38	3,454	36	2,689	38	3,545,316	42
6	山形県	0.35964	34	1,054,890	36	4,028	26	2,861	29	4,282,525	35
7	福島県	0.51343	19	1,811,940	21	5,612	11	2,921	25	7,844,733	21
8	茨城県	0.62125	8	2,851,682	11	4,845	16	3,438	3	14,539,129	11
9	栃木県	0.61003	11	1,921,341	19	4,596	17	3,307	5	9,179,132	15
10	群馬県	0.59896	12	1,926,522	18	3,989	27	3,187	11	9,140,951	16
11	埼玉県	0.73883	6	7,340,467	5	7,200	8	3,049	19	23,733,625	5
12	千葉県	0.74500	4	6,275,160	6	7,680	6	3,059	17	20,806,993	7
13	東京都	1.06397	1	14,010,099	1	20,837	1	5,761	1	113,685,917	1
14	神奈川県	0.84500	3	9,236,322	2	7,697	5	3,199	10	35,287,752	4
15	新潟県	0.45127	25	2,177,047	15	5,455	12	2,919	26	8,973,506	17
16	富山県	0.45346	23	1,025,440	37	3,224	41	3,291	6	4,881,063	28
17	石川県	0.48495	22	1,125,139	33	3,257	39	2,963	22	4,680,069	31
18	福井県	0.40106	30	760,440	43	3,040	44	3,263	7	3,681,511	41
19	山梨県	0.37341	32	805,353	42	2,965	45	3,243	8	3,702,855	40
20	長野県	0.50303	21	2,033,182	16	4,982	14	2,949	24	8,624,321	18
21	岐阜県	0.52697	18	1,960,941	17	4,423	19	3,092	15	8,010,977	20
22	静岡県	0.67663	7	3,607,595	10	5,689	10	3,314	4	17,530,625	10
23	愛知県	0.86737	2	7,516,604	4	9,018	3	3,597	2	40,585,984	3
24	三重県	0.56594	15	1,755,689	22	4,312	20	3,111	14	8,505,160	19
25	滋賀県	0.53361	17	1,410,509	26	3,391	37	3,161	13	6,863,734	23
26	京都府	0.56087	16	2,561,399	13	4,105	24	3,026	20	10,905,246	13
27	大阪府	0.74187	5	8,806,114	3	7,814	4	3,051	18	41,320,372	2
28	兵庫県	0.61217	10	5,432,413	7	5,992	9	2,997	21	22,506,291	6
29	奈良県	0.40953	29	1,315,339	29	3,245	40	2,549	44	3,767,068	37
30	和歌山県	0.31774	42	913,599	40	3,516	34	3,084	16	3,765,051	38
31	鳥取県	0.27043	45	548,629	47	2,914	46	2,507	45	1,926,339	47
32	島根県	0.25373	47	664,887	46	3,383	38	2,909	27	2,670,688	45
33	岡山県	0.50803	20	1,876,265	20	3,877	29	2,743	36	7,652,694	22
34	広島県	0.58235	14	2,779,630	12	4,585	18	3,179	12	12,128,058	12
35	山口県	0.42898	27	1,327,518	27	3,570	33	2,960	23	6,236,572	25
36	徳島県	0.31200	43	711,975	44	3,151	43	3,202	9	3,340,186	43
37	香川県	0.45137	24	942,224	39	2,836	47	2,851	31	3,863,785	36
38	愛媛県	0.42197	28	1,320,921	28	3,859	30	2,670	40	5,089,931	27
39	高知県	0.26114	46	684,039	45	3,470	35	2,653	41	2,376,443	46
40	福岡県	0.62027	9	5,123,748	9	7,652	7	2,733	37	19,457,117	9
41	佐賀県	0.34091	38	805,971	41	3,168	42	2,744	35	3,179,197	44
42	長崎県	0.33263	41	1,296,839	30	4,053	25	2,571	43	4,620,708	32
43	熊本県	0.39703	31	1,728,263	23	4,225	22	2,746	34	6,417,343	24
44	大分県	0.37136	33	1,114,449	34	3,925	28	2,769	33	4,683,887	30
45	宮崎県	0.34084	39	1,061,240	35	3,783	32	2,409	46	3,706,513	39
46	鹿児島県	0.33868	40	1,576,391	24	5,013	13	2,605	42	5,921,471	26
47	沖縄県	0.35962	35	1,468,463	25	4,125	23	2,258	47	4,373,909	34
	全国平均	0.49378		2,670,261		5,060		2,996		12,284,070	

## 4.財政力指数及び人口類似団体の状況

財政力指数類似団体（9団体）

都道府県名		財政力指数		知事		副知事		教育長		議長		副議長		議員	
				千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位
1	石川県	0.48495	22	1,300	3	1,020	2	801	8	910	7	860	5	780	6
2	富山県	0.45346	23	1,300	3	1,020	2	850	5	910	7	860	5	780	6
3	香川県	0.45137	24	1,285	7	980	8	810	7	940	6	850	8	800	4
4	新潟県	0.45127	25	1,280	8	1,002	7	845	6	992	2	868	4	794	5
5	北海道	0.44422	26	1,380	1	1,100	1	900	1	1,160	1	1,040	1	900	1
6	山口県	0.42898	27	1,290	6	1,020	2	880	3	980	3	880	2	840	2
7	愛媛県	0.42197	28	1,320	2	1,010	6	880	3	970	4	870	3	820	3
8	奈良県	0.40953	29	1,214	9	947	9	766	9	965	5	843	9	778	9
9	福井県	0.40106	30	1,300	3	1,020	2	890	2	910	7	860	5	780	6
9団体平均		0.43853		1,297		1,013		847		971		881		808	

人口類似団体（11団体）

都道府県名		人口		知事		副知事		教育長		議長		副議長		議員	
				千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位	千円	順位
1	大分県	1,114,449	34	1,243	7	992	3	767	9	982	2	867	2	782	4
2	宮崎県	1,061,240	35	1,240	8	980	6	780	7	980	3	890	1	780	5
3	山形県	1,054,890	36	1,240	8	954	9	715	11	904	11	807	11	778	9
4	富山県	1,025,440	37	1,300	1	1,020	1	850	3	910	7	860	3	780	5
5	秋田県	944,902	38	1,210	10	930	11	770	8	910	7	810	9	780	5
6	香川県	942,224	39	1,285	4	980	6	810	5	940	6	850	7	800	2
7	和歌山県	913,599	40	1,210	10	950	10	750	10	950	4	810	9	770	10
8	佐賀県	805,971	41	1,260	5	990	4	810	5	990	1	860	3	800	2
9	山梨県	805,353	42	1,250	6	960	8	890	1	910	7	820	8	770	10
10	福井県	760,440	43	1,300	1	1,020	1	890	1	910	7	860	3	780	5
11	徳島県	711,975	44	1,300	1	990	4	820	4	950	4	860	3	810	1
11団体平均		921,862		1,258		979		805		940		845		785	

## 5.近年の他県における見直し状況(知事の給料月額)

(単位：千円)

審議会 開催年度	区分	適用 年月日	改定額	改定後	改定の考え方(本県調べ)
H 2 9	青森県	H30.4.1	▲ 10	1,260	他県均衡を考慮
	新潟県	H30.4.1	10	1,266	一般職員(全体)の単年度改定率を考慮
	鳥取県	H29.12.26	8	1,151	一般職員(全体)の単年度改定率を考慮
	山形県	H30.4.1	14	1,226	他県均衡を考慮
		H31.4.1	14	1,240	他県均衡を考慮
H 3 0	新潟県	H31.1.1	10	1,276	他県均衡を考慮
	長野県	H30.8.1	14	1,292	一般職員(全体)の累積改定率を考慮
	佐賀県	H31.4.1	70	1,260	他県均衡を考慮
R 4	鳥取県	R4.4.1 ※遡及	2	1,153	一般職員(全体)の単年度改定率を考慮
R 5	東京都	R6.4.1	4	1,460	一般職員で最も職位の高い指定職の改定を考慮
	新潟県	R6.4.1	4	1,280	国の特別職の改定等を考慮
	鳥取県	R5.4.1 ※遡及	12	1,165	一般職員(全体)の単年度改定率を考慮
	大分県	R5.12.22	3	1,243	国の指定職の改定を考慮
R 6	島根県	R6.8.1	40	1,280	一般職員(全体)の累積改定率を考慮
	静岡県	未改正 ※答申のみ	48	1,349	一般職員(全体)の累積改定率を考慮

## 6.近年の国の特別職等の見直し状況

(単位：千円)

年度	区分	適用 年月日	改定額	改定後	改定の考え方
H27	内閣総理大臣	H27.4.1 ※遡及	1	2,010	指定職に準じる
	国務大臣		1	1,466	指定職に準じる
	議長	改定なし	—	2,170	
	副議長		—	1,584	
	議員		—	1,294	
R5	内閣総理大臣	R5.4.1 ※遡及	6	2,016	指定職に準じる
	国務大臣		4	1,470	指定職に準じる
	議長	改定なし	—	2,170	
	副議長		—	1,584	
	議員		—	1,294	



## 7.本県の特別職の改定経過

### 報酬(給料)月額改定経過

(単位:千円)

区分	昭和62.12.1		平成元.12.1		平成3.12.1		平成5.12.1		平成7.12.1		平成16.4.1	
	月額	改定額	月額	改定額	月額	改定額	月額	改定額	月額	改定額	月額	改定額
知事	1,040	40	1,110	70	1,200	90	1,260	60	1,300	40	1,285	▲ 15
副知事	800	30	850	50	920	70	960	40	990	30	980	▲ 10
議長	760	30	810	50	880	70	920	40	950	30	940	▲ 10
副議長	680	30	730	50	790	60	830	40	860	30	850	▲ 10
議員	630	30	680	50	740	60	780	40	810	30	800	▲ 10
教育長	690	30	740	50	800	60	840	40	870	30	810	▲ 10
答申日	昭和62.12.22		平成元.12.27		平成3.12.26		平成5.12.20		平成7.12.27		平成16.1.16	
改定の考え方	一般職員の累積改定率を乗じる		一般職員の累積改定率を乗じる		一般職員の累積改定率を乗じる		一般職員の累積改定率を乗じる		他県均衡		一般職員のH15年度の改定率を乗じる	

(上記以外の答申について)

- ①平成15.1.23:平成14年度に一般職に初めての減額改定があったが、これを含めても累積改定率がプラスであったため、改定見送りの答申あり。
- ②平成21.1.21:累積改定率が▲0.17%と僅かであるため改定見送りの答申あり。

(参考)

特別職の報酬(給料)月額は、原則として1万円単位で設定してきているため、改定額が概ね1万円以上(改定率1%以上)となった場合に、当審議会に諮問して改定について審議いただいている。

## 8.本県の一般職の改定経過

### (1) 一般職職員（全体）の給料月額改定経過

(%)

適用	H16.4	H18.3	H19.12	H21.12	H22.12	H24.1	H25.1	H26.12	H27.12	H28.12
改定率	前回 改正	▲0.3	0.13	▲0.2	▲0.11	▲0.31	▲0.08	0.23	0.12	0.11
累積		▲0.3	▲0.17	▲0.37	▲0.48	▲0.788	▲0.868	▲0.64	▲0.52	▲0.41

適用	H29.12	H30.12	R1.12	R4.12	R5.12	R6.12
改定率	0.12	0.16	0.09	0.2	0.81	2.41
累積	▲0.29	▲0.132	▲0.042	0.158	0.969	<b>3.403</b>

(注) 平成26年度以降は、若年層に重点を置いて改定されている

### (2) 一般職職員のうち部長級職員の最高到達額の給料月額の給与改定経過

(%)

適用	H16.4	H18.3	H19.12	H21.12	H22.12	H24.1	H25.1	H26.12	H27.12	H28.12
改定率	前回 改正	▲0.346	-	▲0.258	▲0.166	▲0.481	-	-	0.209	0.076
累積		▲0.346	▲0.346	▲0.603	▲0.769	▲1.246	▲1.246	▲1.246	▲1.039	▲0.964

適用	H29.12	H30.12	R1.12	R4.12	R5.12	R6.12	R7.4
改定率	0.076	0.076	-	-	0.265	1.059	1.197
累積	▲0.889	▲0.814	▲0.814	▲0.814	▲0.550	0.503	<b>1.706</b>

## 9.(参考)一般職の累積改定率を乗じた場合の額

(単位：千円)

		知 事	副知事	教育長	議 長	副議長	議 員	
現行		報酬等月額	1,285	980	810	940	850	800
		(全国順位)	27位	32位	27位	37位	35位	25位
① - 1	一般職全体の累積改定率(3.403%)を乗じた場合 (端数四捨五入)	報酬等月額	1,330	1,010	840	970	880	830
		改定額	45	30	30	30	30	30
		(全国順位)	13位	23位	22位	30位	22位	18位
① - 2	一般職全体の累積改定率(3.403%)を乗じた場合 (端数切捨て)	報酬等月額	1,320	1,010	830	970	870	820
		改定額	35	30	20	30	20	20
		(全国順位)	13位	23位	23位	30位	24位	22位
② - 1	部長級最高到達額の累積改定率(1.706%)を乗じた場合 (端数四捨五入)	報酬等月額	1,310	1,000	820	960	860	810
		改定額	25	20	10	20	10	10
		(全国順位)	15位	27位	26位	35位	30位	24位
② - 2	部長級最高到達額の累積改定率(1.706%)を乗じた場合 (端数切捨て)	報酬等月額	1,300	990	820	950	860	810
		改定額	15	10	10	10	10	10
		(全国順位)	18位	29位	26位	35位	30位	24位

(注)全国順位は令和6年4月1日現在の他県状況をもとにした順位

## < 參考資料 >

○香川県特別職報酬等審議会条例（昭和41年10月15日条例第37号）

---

（設置）

第1条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、香川県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額、知事、副知事及び教育長の給料の額並びに議会における政務活動費の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、香川県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度知事が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

○知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年3月23日条例第4号）

（趣旨）

第1条 この条例は、知事、副知事、病院事業の管理者、教育長及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給与、旅費及び退職手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第2条 知事等の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

（給料）

第3条 知事等の受ける給料月額は、別表第1のとおりとする。

（通勤手当等）

第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

（旅費）

第5条 知事等の受ける旅費は、別表第2に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、知事等は、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、外国旅行の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給する。

（退職手当）

第6条 知事等が退職したときは、退職手当を支給する。

2 知事等（常勤の監査委員及び第7条第1項の規定の適用を受ける者を除く。次項及び第4項において同じ。）の退職手当は、任期ごとに支給する。

3 知事等の受ける退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額にその者の知事等としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 知事 100分の48.3
- (2) 副知事 100分の36.7
- (3) 病院事業の管理者 100分の29
- (4) 教育長 100分の24.1

4 前項の在職月数は、知事等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が48月（教育長にあっては、36月。以下この項において同じ。）を超える場合は、48月）とする。

5 常勤の監査委員の受ける退職手当の額は、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の適用を受ける職員（次条において「退職手当条例職員」という。）の例による。

別表第1（第3条関係）

区分	給料月額
知事	1,285,000円
副知事	98万円
病院事業の管理者	92万円
教育長	81万円
常勤の監査委員	623,000円

○香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年3月30日条例第13号）

---

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

（議員報酬）

第2条 議員報酬は、次のとおりとする。

- （1）議長 月額 94万円
- （2）副議長 月額 85万円
- （3）議員 月額 80万円

ただし、委員長である議員については、月額1万円を加えた額

2 議員報酬は、毎月下旬に支給する。

（期末手当）

第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

## 民間従業員の報酬・賞与の状況(全国)

規 模	役 位	報酬月額 万円	年間賞与 万円	年間報酬 万円
規模計	社 長	350	1,386	5,586
	副 社 長	301	935	4,547
	専務取締役	234	529	3,337
	常務取締役	181	388	2,560
1,000人～	社 長	447	2270	7,634
	副 社 長	347	1,081	5,245
	専務取締役	267	751	3,955
	常務取締役	214	471	3,039
300人～ 999人	社 長	313	801	4,557
	副 社 長	238	237	3,093
	専務取締役	207	339	2,823
	常務取締役	180	231	2,391
～300人	社 長	264	774	3,942
	副 社 長	232	1221	4,005
	専務取締役	179	157	2,305
	常務取締役	138	421	2,077

※ 出典: 労務行政研究所『2023年役員報酬・賞与等の最新実態』□

※ 調査対象: 上場企業、上場企業に匹敵する非上場企業(資本金5億円以上かつ従業員500人以上等)



# 消費者物価指数の推移

令和2年(2020年)=100

年	高松市	全国
平成7年	95.6	95.9
8	95.4	96.0
9	97.2	97.7
10	98.3	98.3
11	97.5	98.0
12	97.3	97.3
13	96.8	96.7
14	96.2	95.8
15	95.9	95.5
16	95.8	95.5
17	95.3	95.2
18	95.3	95.5
19	95.7	95.5
20	97.0	96.8
21	95.3	95.5
22	94.8	94.8
23	94.6	94.5
24	94.5	94.5
25	94.6	94.9
26	97.4	97.5
27	98.4	98.2
28	98.3	98.1
29	98.7	98.6
30	99.8	99.5
令和元年	100.2	100.0
2	100.0	100.0
3	99.7	99.8
4	101.7	102.3
5	104.7	105.6
令和6年1月	106.1	106.9
令和6年2月	106.1	106.9
令和6年3月	106.2	107.2
令和6年4月	107.0	107.7
令和6年5月	107.9	108.1
令和6年6月	108.0	108.2
令和6年7月	108.3	108.6
令和6年8月	108.6	109.1
令和6年9月	108.4	108.9
<b>令和6年10月</b>	<b>108.9</b>	<b>109.5</b>

出典: 香川県統計調査課『消費者物価指数の推移』

総務省統計局『2020年基準消費者物価指数全国2024年(令和6年)10月分』